

## 第2章 乗車券の発売

### 第1節 通 則

(乗車券の種類)

第14条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 

{	片道乗車券
}	往復乗車券
  
- (2) 定期乗車券 

{	通勤定期乗車券
}	通学定期乗車券
  
- (3) 特殊割引回数券
  
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券
- (6) 特別車両券（ミューチケット）

(乗車券の発売箇所)

第15条 乗車券は、別に定める場合を除いて、駅において発売する。なお、駅員無配置駅のものにあつては、駅員配置駅において発売することができる。

2 乗車券は、第1項に規定するほか、会社が臨時に設置した乗車券臨時発売所において発売することがある。

(注) 別に定める駅員無配置駅にあつては、乗車券自動発売機を設置し、当該駅からの一部区間について、片道乗車券または往復乗車券を発売する場合がある。

(乗車券の発売範囲)

第 16 条 駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券を発売することができる。

- (1) 乗車券を所持する旅客に対して、その券面区間（未使用区間に限る。ただし、定期乗車券など使用回数を制限しないものは除く。）を発駅とする普通乗車券を発売する場合。ただし、規則第 136 条の 2 及び第 137 条に定める取扱いができる場合を除く。
- (2) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券を駅員配置駅において発売する場合。
- (3) 定期乗車券・特殊割引回数券・団体乗車券または貸切乗車券を発売する場合。
- (4) 特別車両券を発売する場合。
- (5) 特別車両券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合。

(乗車券の発売日)

第 17 条 乗車券は、次の各号に定めるものを除いて、発売当日から通用開始となるものを発売する。

- (1) 前条第 1 号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の通用期間内の日で旅客の希望する日を通用開始日として発売する。ただし、通用開始の日の 1 箇月前（前の月の同じ日）以内の日を限度とする。また、特別車両券と同時に使用する普通乗車券は、同時に使用する特別車両券を発売する日または呈示した日から発売する。
- (2) 定期乗車券は、通用開始の日の 14 日前から発売する。
- (3) 団体乗車券または貸切乗車券は、運送引受後であって、始発駅出発日の 1 箇月前（前の月の同じ日）から発売する。
- (4) 特別車両券は、別に定める場合を除いて、当該列車が始発駅を出発する日の 1 箇月前（前の月の同じ日）から発売する。

2 特別車両券を購求する旅客に対して発売する場合の団体乗車券の発売日は、始発駅出発の日の前日までとする。

3 会社が乗車券の発売を委託した箇所においては、前項の規定にかかわらず乗車券を別に定める発売日から発売することがある。

(参考) 第1項第4号の「別に定める場合」とは、次をいう。

- ・波動輸送期等で前売期間を1箇月以内または1箇月以上と定めたとき。
- ・特別車チケットレスサービスにおいて、プレミアムメンバーに対して発売するとき。

(乗車券の発売時間)

第17条の2 駅における乗車券の発売時間は、別に定める駅を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の乗車に必要な時刻までとする。

ただし、特別車両券にあつては、発売当日の5時10分から翌日の0時15分を超えることはない。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第18条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114条)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条または第20条の規定を準用するものに限る。)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(参考)

伝染病患者の乗車	鉄道営業法第4条
	伝染病患者鉄道乗車規程

(割引乗車等を適正に使用しなかった場合の取扱い)

第 19 条 旅客運賃割引証によって購求した割引乗車券・旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書を使用資格者が適正に使用しなかった場合、または使用資格者以外のものに使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(参考)

定期乗車券以外の乗車券の無効	規則	第 92 条
定期乗車券の無効	同	第 93 条
無効乗車券使用旅客の取扱い	同	第 143 条
	同	第 144 条

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 20 条 旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示事項をぬり消しまたは改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の認印がないもの

## 第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第21条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。

(1) 片道乗車券

旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合または環状線を1周し、更にこえる場合を除く。

(2) 往復乗車券

旅客が片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路または旅客運賃が異なるものを除く。

(参考)

往復乗車の場合の普通旅客運賃 規則第54条

(学生割引普通乗車券の発売)

第22条 学校指定取扱規則（昭和36年10月28日達146号。以下「指定規則」という。）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生または生徒が、営業キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を旅行する場合で、第23条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）を提出したときは、その学割証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。

(参考)

学生割引普通旅客運賃の割引率	規則	第55条
学生割引普通乗車券の効力	同	第92条
	同	第95条
指定学校の意義	学校指定取扱規則	第2条

(学割証)

第 23 条 指定学校の学生または生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購求する場合は、その在籍する指定学校の代表者から学割証の番号・学校種別または指定番号・部科及び学年（または年次）・証明書番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信教育の学校にあつては有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学割証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。

2 学割証の様式は、次のとおりとする。

表

学校学生生徒旅客運賃割引証 (一般学校用)		契印	
第.....号	学校種別又は指定番号	駅から	駅まで
※乗車船区間	片道	往復	連続
※乗車種類	第.....年	学年	(年次)
※部科及び学年	証明書番号	使用者の氏名及び年齢	(.....才)
割引率	旅客鉄道会社線	割引率	2割
有効期限	.....年.....月.....日発行	有効期限	.....日まで
学校所在地	代表者	学校名	職印
学校代表者氏名	(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)	(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃)	割引コード
			41

9.1cm

裏

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
- (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していいものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。

(備考) この学割証は、緑色刷りとする。

表

第.....号		学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		契印	
乗車券の区間	駅から駅まで	片道	往復	連続	理由
乗車種類		第.....年	第.....年	学年	(年次)
部科及び学年		証番号			
使用者の氏名及び年齢		割引率	旅客鉄道会社線		(才)
有効期間	年 月 日 発行			2割	日から
	年 月 日				日まで
学校所在地	代表者 職 印				
学校名	.....				
学校代表者氏名	.....				
(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)	割引コード				
(基本運賃) (発光運賃) (差額運賃)	41				

9.1cm

裏

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- この割引証は、旅行開始前に使って使用できません。
- ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
- ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していません。使用できません。
- 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の職印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失なった後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは呈示してください。
- この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)です。

- (備考) (1) この学割証は、緑色刷りとする。
- (2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業又は試験会場所在地とカッコ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。
- (3) この様式は、必要に応じ変更することがある。

表

契印

### 放送大学生旅客運賃割引証

第.....号

利用運輸機関名	駅から	経由
乗車区間	駅まで	
乗車券の種類	回数券	
部科及び学年	教養学部第	学年(年次)
学生証番号		
運賃等の氏名及び年齢		( 歳)
割引率	2割	
有効期間	学割証発行日から1ヶ月	

.....年.....月.....日発行

学校所在地.....

学校名.....

学校代表者氏名.....

印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備考)
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

9.1cm

裏

(この学割証の使用上の注意)

- (1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の契印がないものは、使用できません。
- (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- (5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は所属の請求があるときは、表示してください。

3 学割証の有効期間は、一般学校用のものにあつては発行日から3箇月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業または試験期間の初日の10日前から終了日の5日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、学年の始期以前の日を有効開始日とするため、券面余白に「何月何日から有効」と赤書きしたものにあつては、その有効となる日から有効期間が学年の終期をこえるため、券面の余白に「何月何日まで有効」と有効期限を赤書きしたものにあつては、その期限までの日とする。

(注1)「代表者」とは、その事実について証明するに足る権限を有する者をいう。以下同じ。

(注2)「職印」とは、職務上権限をもって使用する印をいう。以下同じ。

(注3)「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日〔単位制高等学校教育規程に規定する単位制による課程（以下「単位制課程」という。）で学期の区分に従い入学させる場合にあつては当該学期の始まる月の初日。以下同じ。〕をいい、「学年の終期」とは、学年の終る月の最後の日（単位制課程で、学期の区分に従い卒業させる場合にあつては、当該学期の終る月の最後の日。以下同じ。）をいう。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第24条 被救護者が旅行する場合で、第25条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼、虚弱等のためまたは逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、別に定める場合を除いて、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購求するときは、被救護者1人について付添人1人に限って前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購求するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(注)「被救護者」とは、旅客鉄道会社の定める学校・救護施設指定取扱規則第21条に規定する次の各号の一に該当する施設で、その指定を受けたものに保護されまたは救護される者をいう。以下同じ。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 17 条に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第 41 条、第 42 条、第 43 条の 3 及び第 44 条に規定する児童養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・し体不自由児施設及び児童自立支援施設。
  - (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。
  - (3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
  - (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設。ただし、老人サービスセンター及び老人福祉センターを除く。
  - (5) 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院及び同法第 16 条に規定する少年鑑別所
  - (6) 更正保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 29 条に規定する保護観察所
- (参考)

被救護者普通旅客運賃の割引率	規則	第 56 条
被救護者割引普通乗車券の効力	同	第 92 条
	同	第 95 条

(被救護者割引証)

第 25 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購求する場合は、その保護または救護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表

被保護者旅客運賃割引証

第.....号

指定番号

乗車船区間	駅から 駅まで	經由	
乗車券の種類	片道 往復	片道 往復	
旅行証明書番号			
被保護者の氏名 及び年齢	( ) 才		
付添人の氏名 及び年齢	( ) 才		
割引率	5割		
有効期限	年 月 日	まで	

.....年.....月.....日発行

施設の所在地名.....

施設の代表者氏名.....

代表者  
職 印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	教 添
		31	33

9.1cm

裏

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は保護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被保護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していいいものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失なった後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで 1箇月間 です。



(通学定期乗車券の発売)

第 28 条 指定学校の学生・生徒・児童または幼児が、通学するため、常時、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、または第 95 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間について通学定期乗車券を発売する。

この場合、原則として定期乗車券購入申込書の提出または呈示をもとめるものとする。

2 前項による通学証明書の様式は、次のとおりとする。

契印

No

### 通学証明書

学校種別 又は指定番号		区分	
----------------	--	----	--

通学者の 氏名・年齢	( 歳)		
通学者の居住地	電話( )		
部科及び学年	部	科	学年(年次)
証明書番号			
通学区間	駅	駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月		
※通学定期乗車券の使用開始日	年	月	日から
卒業予定年月日	年	月	日まで

証 明	_____年_____月_____日発行	代表者 職印
	学校所在地 _____	
	学校名 _____	
	学校代表者氏名 _____	

1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。
2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。
3. この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。
4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には、記入しないでください。

年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

(備考) (1) 特殊指定学校の学生・生徒・児童または幼児が使用する場合は、

上部左方に指定学校承認番号を、「

指 定 番 号	中部1号
------------	------

」の例

により表示しなければならない。

(2) 必要により様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。

- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
- 4 定期券購入申込書の様式は、次のとおりとする。  
前条第2項と同じ。

第29条 (削除)



#### 第4節 特殊割引回数券の発売

(通学用割引回数券の発売)

第30条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、区間・経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表において、必要事項を記入して発行した学割証を提出したときは、当該指定学校のもより駅までの区間について、1組11枚の通学用割引回数券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学（大学院を含む）の学生

(2) 会社の指定を受けた通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の規定によって、通学用割引回数券を発売する場合、1枚の区間は、片道乗車券の発売できるものに限る。

3 第1項の通学用割引回数券を購入する場合に提出する学割証は、第23条第2項に規定する通信教育学校用及び放送大学用の学割証に、学校指定取扱規則第18条第5項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において、乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

4 前項の規定により提出する通信教育学校用及び放送大学用の学割証の有効期間は、第23条第3項の規定にかかわらず発行の日から1箇月間とする。

(身体障害者割引回数券の発売)

第30条の2 身体障害者旅客運賃割引規程第2条の規定による旅客が、区間及び経路を同じくして乗車する場合は、当該区間に有効な1組11枚の身体障害者割引回数券を発売する。

2 前項の規定によって、身体障害者割引回数券を発売する場合は、1枚の区間は、片道乗車券の発売できるものに限る。

(知的障害者割引回数券の発売)

第30条の3 知的障害者旅客運賃割引規程第2条の規定による旅客が、区間及び経路を同じくして乗車する場合は、当該区間に有効な1組11枚の知的障害者割引回数券を発売する。

2 前項の規定によって知的障害者割引回数券を発売する場合は、1枚の区間は、片道乗車券の発売できるものに限る。

(精神障害者割引回数券の発売)

第 30 条の 4 精神障害者旅客運賃割引規程第 2 条の規定による旅客が、区間及び経路を同じくして乗車する場合は、当該区間に有効な 1 組 11 枚の精神障害者割引回数券を発売する。

2 前項の規定によって精神障害者割引回数券を発売する場合は、1 枚の区間は、片道乗車券の発売できるものに限る。

第 31 条 (削除)

第 32 条 (削除)



## 第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第33条 発着駅及び経路を同じくし、かつ、次の各号一に該当する団体の旅客で、あらかじめ、その人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送計画に必要な事項を申し出て、会社が運送の引受をしたものに対しては、その経路による旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

### (1) 学生団体

ア 次の一に該当する学校等の学生等が、25人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）またはこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地の学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもその取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の児童

イ アの付添人は大人とし当該団体を構成する旅客が次の一に該当する場合に限るものとし、その人員は旅客1人につき1人とする。

(ア) 幼稚園の幼児・保育所等の児童または小学校もしくは義務教育学校第3学年以下の児童であるとき

(イ) 身体障害者・知的障害者等または虚弱のため、会社において付添を必要と認めるとき

ウ アの旅行業者は当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人までごとに1人とする。

### (2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

2 前項に規定するもののほか、会社において特に必要と認め、旅行目的・割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という。）の旅客で、会社が運送の引受をしたものに対して、旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

（参考）

旅行者	旅行業法第2条
団体旅客運賃	規則第67条

（一部区間不乗の団体乗車券の発売）

第34条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、会社において特に承諾した場合は、当該区間を通じた団体乗車券を発売することがある。

（参考）

不乗区間と前後区間のキロ程の通算 規則第69条

（団体旅客申込人員等の変更）

第35条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、会社において運輸上支障がないと認めた場合に限り、これを行う。

（責任人員）

第36条 団体旅客の運送引受の際、会社が必要と認めた場合は、責任人員を定め、実際乗車人員がこれに満たないときであっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として運送の引受を行う。

## 第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第37条 貸切乗車券は、客車を貸し切る旅客で、あらかじめ、その人員・行程・その他輸送計画に必要な事項を申し出て、会社が運送の引受をしたものに対して発売する。

## 第7節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

第38条 旅客が第10条第2項に規定する特別車に乗車する場合は、乗車日、列車、号車、座席及び乗車区間を指定して、特別車両券を発売する。ただし、窓口発行機の故障または停電等により、特別車両券を発売することができないときは、別に定める。

2 旅客が車内で申し出たときは、乗車日、列車及び乗車区間を指定し座席の指定をしないことを条件に第117条に定める様式で発売する。ただし、車内において座席の指定が可能な場合は、第117条に定める様式に号車、座席番号等を記入して発売することができる。

3 団体乗車券または貸切乗車券を購求する旅客から、特別車両料金を収受する場合は、乗車日、列車、号車、座席及び乗車区間を指定して、当該団体乗車券または貸切乗車券で処理することができる。